

【別紙 1】

令和 8 年度大阪府域データマーケティング推進事業委託業務

仕様書

2026 年 3 月 24 日（火）

公益財団法人大阪観光局  
マーケティング戦略部

1. 業務の件名 令和 8 年度大阪府域データマーケティング推進事業委託業務

2. 履行期限 契約締結日から 2027 年 3 月 31 日まで

### 3. 業務概要

本事業では、大阪観光局（以下「当局」という。）が府域市町村と連携し、観光資源の発掘、旅行商品造成、および観光コンテンツの発信等の効果を最大化させることを目的として、大阪府域市町村が各種データを活用し、適切な観光地経営を行えるよう、府域全体のマーケティング基盤の保守・運用・利活用支援を行う。また当局が保有する大阪観光データハブ（以下、DMP という。）を用いて収集した情報の一元的な管理と分析を行い、マーケティング活動に活用するものとする。また、府域市町村職員等関係者がこの基盤を積極的に活用して、データを活用したマーケティングを実践し、効果的な観光振興を実現できるよう、継続的な支援と能力向上のための取り組みを実施する。また、本業務内容に変更が生じる場合は、別途、協議することとする。

### 4. 全体運営

#### (1) 委託業務項目

- ① DMP の調達及び保守・運用
- ② 本事業で調達するデータおよび必要と考えられるデータのダッシュボードの運用・保守
- ③ データドリブンマーケティングを浸透させるための利用支援

### 5. 業務内容

#### (1) DMP の調達及び保守・運用

##### ① 基本要件

当局が運用している DMP 製品のライセンス調達及び保守・運用を行うこと。本事業では当局のウェブサイト閲覧データやアンケートデータを 1st Party データとして定義し、その 1st Party データを格納する DMP を運用する。DMP が指定するものを調達し、保守・運用を行うこと。

##### ② 実施項目

以下に指定する製品のライセンス調達及び保守・運用を行うこと。

- a) 以下に記載する Google アナリティクス 4 プロパティ（以下、「Google Analytics」という。）および Google Tag Manager の保守・運用を行うこと。
- b) 既にウェブサイトに設置済みの『Google Analytics』および『Google Tag Manager』は、設定変更等必要に応じて保守・運用作業を実施すること。
- c) 新たにウェブサイトに設置する『Google Analytics』はプロパティの作成、ユーザー権限の設定を行うこと。

- d) 『Google Analytics』は当局が指定する『Google Tag Manager』を使用して実装すること。
- e) その他、必要に応じて『Google Analytics』の設定をすること。
- f) 『Google Tag Manager』をウェブサイトへ設置する作業は本事業では実施せず、対象ウェブサイトの開発及び保守・運用を行う事業者に対して当局より設置の依頼をする。また、当局が今後実施する個別のプロモーション事業に対して、効果測定のためのイベントタグ設定等を行うこと。なお個別のプロモーション事業の実施及び報告はその事業の受託事業者が別に行う。

サイト名	URL
OSAKA-INFO	<a href="https://osaka-info.jp/">https://osaka-info.jp/</a>
DISCOVER OSAKA	<a href="https://discover.osaka-info.jp">https://discover.osaka-info.jp</a>
Osaka Info Experience	<a href="https://osaka-info.jp/experience/">https://osaka-info.jp/experience/</a>
サステナブルガストロノミーツーリズム	<a href="https://sustainable-area-osaka.osaka-info.jp/">https://sustainable-area-osaka.osaka-info.jp/</a>
Study in Osaka	<a href="https://www.studyinosaka.com/">https://www.studyinosaka.com/</a>
Cycling Osaka	<a href="https://www.cycling.osaka-info.jp/">https://www.cycling.osaka-info.jp/</a>
EnjoyRally	<a href="https://www.osaka-er.jp/OsakaEnjoyRally/site/disp/Menu.jsp">https://www.osaka-er.jp/OsakaEnjoyRally/site/disp/Menu.jsp</a>
MICE	<a href="https://mice.osaka-info.jp/">https://mice.osaka-info.jp/</a>
new WELLNESS	<a href="https://osaka-tourism.com/">https://osaka-tourism.com/</a>
OSAKA FREE WIFI	<a href="https://ofw-oer.com/">https://ofw-oer.com/</a>
Photo Osaka	<a href="https://photo.osaka-info.jp/">https://photo.osaka-info.jp/</a>
VISIT GAY OSAKA	<a href="https://visitgayosaka.com/">https://visitgayosaka.com/</a>
楽遊パス	<a href="https://www.e-pass.osaka-info.jp/jp/">https://www.e-pass.osaka-info.jp/jp/</a>
周遊パス	<a href="https://www.osp.osaka-info.jp/jp/">https://www.osp.osaka-info.jp/jp/</a>
修学旅行	<a href="https://www.shugakuryoko.osaka-info.jp/">https://www.shugakuryoko.osaka-info.jp/</a>
大阪フィルム・カウンシル	<a href="https://www.osaka-fc.jp/">https://www.osaka-fc.jp/</a>
大阪観光局公式サイト	<a href="https://octb.osaka-info.jp/">https://octb.osaka-info.jp/</a>
いらっしゃいキャンペーン	<a href="https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/">https://osakairasshai.start.osaka-info.jp/</a>
大阪元気 OSAKAGENKI!!	<a href="https://www.genki.osaka-info.jp/">https://www.genki.osaka-info.jp/</a>
SECOK	<a href="https://www.secok.osaka-info.jp/">https://www.secok.osaka-info.jp/</a>
オトナ Kawaii OSAKA	<a href="https://otonakawaii.osaka-info.jp/">https://otonakawaii.osaka-info.jp/</a>
文化芸術サイト	<a href="https://art-flavor.osaka-info.jp/">https://art-flavor.osaka-info.jp/</a>
Tech Tours Kansai	<a href="https://www.tech-tours-kansai.osaka-info.jp/">https://www.tech-tours-kansai.osaka-info.jp/</a>
ADVENTURE OSAKA	<a href="https://adventure.osaka-info.jp/en/">https://adventure.osaka-info.jp/en/</a>

楽遊パスプレミアム	<a href="https://www.e-pass.osaka-info.jp/jp/premium/">https://www.e-pass.osaka-info.jp/jp/premium/</a>
大阪来てな！	<a href="https://osaka-kitena.jp/">https://osaka-kitena.jp/</a>
Smile Coupon	<a href="https://smile-coupon.com/">https://smile-coupon.com/</a>

③ Big Query (Google Cloud Platform)

- a) 本事業に関わる『Big Query』のライセンス調達支援及び保守・運用を行うこと。  
データの保管場所は、日本国内とすること。
- b) 『Big Query』内には前年度事業までに収集したデータが蓄積されている。必要に応じてデータの保守・運用を行うこと。
- c) なお、調達においては、これまでの稼働状況を参考にすること。

大項目	小項目	
利用用途	ダッシュボード数	全 24 種類のダッシュボード
データ稼働状況	既存データ容量	900GB (2026 年 3 月末時点)
	活用データの種類	サイトデータ：API サーチコンソールデータ：API Facebook、Instagram アカウントデータ：API アンケートデータ：□-データ その他：□-データ
	テーブルの更新頻度	日次

④ ダッシュボードのライセンス調達

『Tableau Online』のライセンスを調達すること。ライセンス数は以下のとおりとする。

- ・Tableau Creator ライセンス：2
- ・Tableau Viewer ライセンス：45

⑤ ダッシュボードの保守・運用・更新

- a) 当局が 2025 年度に作成した以下のダッシュボードの保守・運用・更新を行うものとし、当局及び大阪府、大阪府域 43 市町村に対して閲覧権限を付与し、その導入について支援を行うこと。
- b) なお、参考資料である既存事業の保守・運用においては、データ加工及びデータ連携に関する詳細を「データパイプライン設計書」にまとめているため、事業受託後に確認すること。
  - ・Google Analytics のデータを活用したダッシュボード
  - ・アンケート調査データを活用したダッシュボード
  - ・外部調達したデータを活用したダッシュボード

- ・旅行商品販売実績ダッシュボード
- ・広告効果検証ダッシュボード
- ・サイト内効果検証ダッシュボード
- ・その他

⑥ 提案事項

- a) 上記より機能や費用面で優位なものがあれば、提案すること。その場合に必要な作業工数は、本事業内で行うこととし、費用が発生する場合は、本事業予算内とすること。
- b) 当局が保有・収集したデータについては、広く観光関係者に公開することを基本とするが、データの特徴を理解し、公開及び共有の範囲を設定することが求められる。公開すべきもの、保護すべきものを区分するその手法を提案すること。
- c) 指定する製品の調達及び保守・運用を行うにあたり、当局の要件を満たす適切なライセンスを提案すること。また、『Google Analytics』、『BigQuery』、『Tableau Online』等に類する製品の保守・運用実績がある場合は記載すること。

(2) 本事業で調達するデータおよび必要と考えられるデータのダッシュボードの運用・保守

① 調達するデータおよび提案において必要と考えられるデータを DMP に格納すること。

具体的には以下のデータを想定している。

(調達するデータ)

- ・ターゲット分析を目的としたアンケート調査データ（国内および海外データの新規調達）
  - ・三井住友カード株式会社提供 消費購買データ（国内および海外データの新規調達）
  - ・株式会社ドコモインサイトマーケティング提供 モバイル空間統計データ（国内および海外データの新規調達）
  - ・Tourism Platform Gateway（以下、TPG という。） 、 DeepExperience OSAKA から収集される旅行販売データ（提供）
  - ・その他提案において有効なものを収集・格納すること。
- ※なお、上記データ購入費は契約金額に含むものとする。

② 保有・収集データのダッシュボードによる可視化

- a) 収集したデータを、閲覧及び分析業務に効果的な内容でダッシュボード化すること。またデータの蓄積に応じて更新、新規でグラフ項目を追加できるようにすること。

③ ダッシュボードの保守・運用

- a) 当局が 2025 年度に作成したダッシュボードの保守・運用を行うこと。

④ 観光データプラットフォーム大阪観光 DMP（無償版）サイト保守・運用業務

- a) 既存の統計データ公開サイトについて、府域市町村・観光関連団体が継続的に「見やすく、分かりやすく、使いやすい」状態で利用できるよう、既存サイトの保守および運用管理を行うこと。
- b) 本業務においては、既存構成を前提とした軽微な修正、表示調整、コンテンツ更新等を対象とする。
- c) 既存サイトがレスポンス Web デザインにより適切に表示されるよう、表示確認および必要に応じた軽微な調整を行うこと。
- d) 当局が提供する環境を前提とし、新たなサーバ移行作業は行わないものとする。
- e) 一般的なブラウザ（Google Chrome、Safari、Microsoft Edge、Firefox 等）の最新版において正常に動作することを確認し、運用上発生した不具合については速やかに修正対応を行うこと。
- f) 契約期間中（2027 年 3 月 31 日まで）、統計データ公開サイトに係る基本的な保守管理業務を継続して実施すること。

### (3) データドリブンマーケティングを浸透させるための利用支援

#### ① 基本要件

府域市町村職員等関係者が、客観的なデータに基づいて効果的な観光マーケティング施策を展開できるよう、DMP の活用を支援する。大阪の観光の「稼ぐ力」を強化するため、府域での DMP 活用事例を数多く創出し、地域における DMP の活用促進およびデータドリブンマーケティングの普及を図る。

#### ② 実施項目

##### a) 対象

- ① DMP を限定公開で閲覧可能な府域市町村観光関係者に対し、活用支援を実施する。
- ② 意欲のある地域・団体 DMP 活用に意欲的な自治体や事業者・団体等を支援対象とする。

※最終的な対象者の選定は、3 月に市町村への説明会を行い、参画意向調査の結果を踏まえて決定する。なお、支援対象自治体等数は最大で 43 である。参考までに 2025 年度に本事業に参画した支援対象自治体等数は 28 である。

##### b) 実施内容

対象者の現状や課題を分析し、施策の検討から実行、効果検証まで一貫して行えるよう支援を行う。

##### c) 報告会

支援対象自治体等による DMP を活用した地域事例の報告会を開催する。開催方法は、協議の上決定するが、報告会開催までの支援も含めて実施すること。

##### 【開催時期】

・最終報告：2027 年 2 月

##### d) セミナーの開催

DMP の利用者（市町村担当者や観光事業者等）が施策の成果を最大化できるよう、セミナーを以下の通り開催する。

- ・マーケティングやデジタルプロモーションに詳しくない利用者を想定し、一般職員向けのセミナーおよび管理職向けセミナーの 2 種類を実施すること。
- ・各セミナーにおいては、DMP を活用し、利用者がデータを基にマーケティング手法の理解及び施策の検討・展開を行えるようになることを目的とした内容とすること。
- ・セミナーの実施回数は、全体で概ね 6 回以上とし、必要に応じてオンラインによるフォローアップを実施すること。

## ② 提案事項

- 一般職員向けおよび管理職向けセミナーの開催時期・内容含め活用支援の具体的な手法や成果について、提案者の過去の実績等も踏まえ詳細に提案すること。
- 次年度以降、対象者が自立してマーケティング施策の展開ができるよう観光 DX の手法を用いて支援を行うこと。
- スケジュール

想定しているスケジュールは以下の通りである。

契約期間	2026 年 4 月 1 日-2027 年 3 月 31 日
活用支援対象地域・団体の選定・決定	2026 年 4 月上旬（予定）
地域における活用支援の着手	2026 年 4 月上旬（予定）
活用事例最終報告	2027 年 2 月
DMP セミナー（集合研修）	随時（6 回以上）

## 6. 会議の開催

以下の会議を開催する。スケジュール調整、懸案事項の管理は受託者が行う。

キックオフ会議：業務スケジュール等の調整を行う。

定例進捗報告会：月 1 回程度、各作業の進捗状況を報告。

臨時会議：緊急を要する報告や検討が必要な場合に実施。

## 7. 成果物

以下の成果物を納品すること。

- ・ 事業実施報告書（製本版 2 冊、日本語で作成）
- ・ サイトマップ、コンテンツ整理一覧表
- ・ システム設計書（システム構成図・データベース仕様書等）（電子データ）
- ・ 観光ウェブサイトコンテンツ一式（電子データ）
- ・ 各操作マニュアル（電子データ）

## 8. 納入期限

報告書の作成期限：2027年3月15日（月）

最終納入日：2027年3月31日（水）

## 9. 納入場所

公益財団法人大阪観光局（当局と受託者で協議の上、調整）

## 10. 留意事項

著作権の譲渡：本業務により創出された著作物の著作権は、委託業務完了時に当局に譲渡される。

秘密保持：業務上知り得た情報の漏洩を禁止する。

- （1）本事業を実施するにあたっては、別途公募している「令和8年度デジタルプロモーション推進事業」受託事業者と十分に連携すること。
- （2）不具合が生じた場合を想定し、当局と受託者の連絡体制を構築し、すみやかにトラブルの原因を解消すること。
- （3）本事業で制作した成果物については、他事業者でも運営保守が行えるようにすること。
- （4）DMPシステムの内容についての一切の著作権は当局に帰属するものとする。
- （5）本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら当局の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、当局は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。
- （6）本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び当局規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度当局と協議するものとする。
- （7）受託者は、本業務遂行中に知り得た事項について、当局の承認なしに他に漏らしてはならない。また、本業務が終了し、又は契約が解除された後においても同様とする。
- （8）令和9年度に事業を引き継ぐことを想定し、必要な内容の洗い出し及び各種資料の更新を行うこと。具体的には以下の資料を作成及び更新すること。

引き継ぎ資料一覧

- ① インフラ／システム構成関連
  - システム構成図
  - データ一覧
- ② データ連携・設計関連
  - データパイプライン設計書
  - データ調達要件書（各データベンダー別）
- ③ 計測・タグ管理関連（GA／GTM）
  - Google Analytics 設定一覧表（GA 設定一覧）

## Google Tag Manager コンテナおよび計測タグ一覧表

### ④ ダッシュボード関連

ダッシュボード設計・仕様要件書

ダッシュボードマニュアル

以上